

我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p><u>我孫子市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>我孫子市高齢者福祉センター</u>の設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定により、<u>同法第20条の7に規定する老人福祉センターとして我孫子市高齢者福祉センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>我孫子市高齢者福祉センターつじ荘</u></td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>（開館時間及び利用時間）</p>	名称	位置	<u>我孫子市高齢者福祉センターつじ荘</u>	略	<p><u>我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>我孫子市老人福祉センター</u>の設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、<u>我孫子市老人福祉センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>我孫子市老人福祉センターつじ荘</u></td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>（開館時間及び利用時間）</p>	名称	位置	<u>我孫子市老人福祉センターつじ荘</u>	略
名称	位置								
<u>我孫子市高齢者福祉センターつじ荘</u>	略								
名称	位置								
<u>我孫子市老人福祉センターつじ荘</u>	略								

第4条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後4時（浴室にあつては午後3時30分）までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高齢者の健康の維持増進のための相談に関すること。
- (2) 高齢者の教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (3) 及び(4) 略

（使用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とする興行その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めたとき。
- (3) 略

（使用料）

第9条 使用料は、次に定めるところにより使用者から徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、減額し、又は免除することができる。

第4条 センターの開館時間は、午前10時から午後4時（浴室にあつては午後3時）までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 老人の健康維持増進のための相談に関すること。
- (2) 老人の教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (3) 及び(4) 略

（使用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだりおそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とする興業その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めたとき。
- (3) 略

（使用料）

第9条 使用料は、次に定めるところにより使用者から徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、減免することができる。

区分		金額
第7条本文 に規定する 者	60歳以上 歳未満 65歳以上	1回100円 無料
第7条ただ し書に規定 する者	市内又は茨 城県取手市 の居住者	1回100円
	それ以外の 者	1回300円

第7条本文に 規定する者	無料
第7条ただし 書に規定する 者	市内又は茨城県取手 市の居住者 1回100 円
	上記以外の者 1回3 00円

2 略

(損害の賠償)

第10条 使用者は、使用に際し建物又は附属設備に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 略

(損害の賠償)

第10条 使用者は、使用に際し建物又は附属設備に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条第1項ただし書及び第10条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。